

和光市生産緑地地区追加指定に関する基本方針

平成 22 年 5 月 13 日

この基本方針は、都市計画法及び生産緑地法に基づき、和光市が生産緑地地区の追加指定を行うにあたっての基本的な方針を定めるものである。

1 基本的な考え方

和光市は、東京都心から約 20 km 圏に位置し、東武東上線、東京メトロ有楽町線・副都心線の三路線が利用可能な和光市駅、東京外かく環状道路や国道 254 号、県道練馬川口線などの充実した道路網といった交通利便性の高さにより、今日まで都心近郊の住宅都市として発展してきた。

また、都心近郊でありながら新河岸川沿いの田園や屋敷林・社寺林、起伏に富んだ地形に位置する畑など、武蔵野の面影を残す緑豊かな自然環境に恵まれており、今後は、これらの自然環境の保全や活用を図りながら、良好な住環境の整備に努める必要がある。

市政推進の指針となる「第三次和光市総合振興計画」では、将来都市像を「みどり豊かな人間都市、和光」と定め、「和光市緑の基本計画」においても、緑や水辺空間の魅力や価値を再確認し、市域全体での緑の保全と創出につながるように、市民とともに取り組む＜水と緑のまちづくり＞を基本理念としている。さらに、緑と調和した良好で安全な都市環境の整備に対する市民ニーズも高まってきている。

しかし、都市化の進展に伴い、市内の緑地、農地は減少傾向にあり、特に市街化区域内農地は、宅地化の進行により年々減少しているのが現状である。

これらの状況を勘案すると、緑地や農地の保全は、市として取り組むべき課題であるといえる。

この課題に対して、生産緑地地区の追加指定が有効な方策の一つとなる。これにより、計画的に緑地の保全、活用ができるようになり、緑と調和した良好な住環境の形成、火災延焼の防止、避難場所や仮設住宅等の用地確保といった災害対策、農家の安定した農業活動の維持などの面での効果が期待され、市の方向性にも合致し、市民ニーズに応えることにもつながる。

よって、和光市では、市の関連する計画との整合性に留意した上で、生産緑地地区の追加指定を計画的かつ継続的に行うものとする。

2 生産緑地地区の指定基準について

生産緑地地区の追加指定については、「和光市生産緑地地区追加指定要綱」
(平成22年6月1日施行)に基づき、行うものとする。